政令

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年十月五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百十一号

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令（平成二十三年政令第百三十九号）の一部を次のように改正する。

「

岩手県のうち陸前高田市、釜石市、下閉伊郡のうち山田町	平成二十三年九月十一日
宮城県のうち塩竈市、多賀城市、宮城郡のうち松島町、七ヶ浜町及び利府町、黒川郡のうち大郷町、富谷町及び大衡村	平成二十三年十一月十三日
宮城県のうち名取市、亘理郡のうち亘理町及び山元町、牡鹿郡のうち女川町 福島県のうち相馬市、伊達郡のうち川俣町、双葉郡のうち広野町、川内村、大熊町、双葉町及び葛尾村、相馬郡のうち新地町	平成二十三年十一月二十日

」を

「

岩手県のうち陸前高田市、釜石市、下閉伊郡のうち山田町	平成二十三年九月十一日
宮城県のうち塩竈市、多賀城市、宮城郡のうち松島町、七ヶ浜町及び利府町、黒川郡のうち大郷町、富谷町及び大衡村	平成二十三年十一月十三日
宮城県のうち名取市、亘理郡のうち亘理町及び山元町、牡鹿郡のうち女川町 福島県のうち相馬市、伊達郡のうち川俣町、双葉郡のうち広野町、川内村、大熊町、双葉町及び葛尾村、相馬郡のうち新地町	平成二十三年十一月二十日

」に改め、本則の表市町村の議会の議員又は長の選挙の項中

「

岩手県	平成二十三年九月十一日

」を

「

岩手県	平成二十三年九月十一日
宮城県	平成二十三年十一月十三日
福島県	平成二十三年十一月二十日

」に改める。

同表県の議会の議員又は長の選挙の項中

「

岩手県	平成二十三年九月十一日

」を

「

岩手県	平成二十三年九月十一日
宮城県	平成二十三年十一月十三日
福島県	平成二十三年十一月二十日

」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　川端　達夫

内閣総理大臣　野田　佳彦

告示

○法務省告示第六号
財務省

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年一月法務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月五日

金融庁
財務省

金融庁長官　畑中龍太郎
法務大臣　平岡　秀夫
財務大臣　安住　淳

「シティバンク、エヌ・エイ　アメリカ合衆国　ネバダ州　ラスベガス市　パラダイス　ロード　三千九百」を「シティバンク、エヌ・エイ　アメリカ合衆国　サウスダコタ州　スーフォールズ市　六十　ストリート　ノース　七百一　イースト」に改める。

○総務省告示第四百三十六号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成八年自治省告示第二百二十号の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月五日

総務大臣　川端　達夫

異動の届出年月日	異動事項	新	旧
平成二十三年八月二十九日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	民主党（みんしゅとう）	
	代表者の氏名	菅　直人	野田　佳彦

○総務省告示第四百三十七号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成八年自治省告示第二百二十一号の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月五日

総務大臣　川端　達夫

異動の届出年月日	異動事項	新	旧
平成二十三年八月二十九日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	民主党（みんしゅとう）	
	代表者の氏名	菅　直人	野田　佳彦